

## 第1回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年1月21日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和3年1月21日(木)午後2時00分～3時10分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(11人)          会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、3番 荒井喜代子、5番 関 閣夫、6番 齋藤 勉、7番 栗野 育夫、13番 栗田 義之、14番 塩野目富夫、15番 小川 祥一、18番 堀江 恒夫 各委員</p> <p>4. 欠席委員(7人) 2番 栗野 隆夫、8番 増子 謙一、10番 中山 忠夫、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、16番 興野 礼子、19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程          日程第1 議事録署名人の指名について          日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について          日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について          日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について          日程第5 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について          日程第6 議案第5号 非農地証明願出による現況地目の認定について          日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第225号)の承認について          日程第8 議案第7号 那須烏山市農用地利用集積計画(第226号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員          事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他の出席者          農政課農業振興グループ 主幹兼総括 深澤 宏志</p> <p>9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	<p>ただいまから令和3年 第1回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。</p> <p>&lt; 開会前のあいさつ &gt;</p> <p>本日の欠席委員は、2番 栗野 隆夫、8番 増子 謙一、10番 中山 忠夫、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、16番 興野 礼子、19番 塩野 哲男 委員の7名で、出席委員は18名中11名でありますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。</p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p> <p>会長(越雲)</p> <p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和3年 第1回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。</p> <p>&lt; 開会前のあいさつ &gt;</p> <p>本日の欠席委員は、2番 栗野 隆夫、8番 増子 謙一、10番 中山 忠夫、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、16番 興野 礼子、19番 塩野 哲男 委員の7名で、出席委員は18名中11名でありますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。</p>

議長（越雲）	直ちに会議を開きます。（午後 2時 00分） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は、3番 荒井 喜代子 委員、5番 関 関夫 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。ここで、議案書の訂正があるようですので、事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局（糸井）	< 訂正議案書により説明 >
議長	それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、9番 石川 実 委員をお願いします。
9番 石川 実 委員	1月10日、仁野平推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、梨。農業従事年数及び農業形態、約12年。専業農家。農機具・家畜の

<p>(9番 石川 実 委員)</p>	<p>保有状況、トラクター、スピードスプレヤー、ブーム。取得地への通作距離、約300m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番について、15番 小川 祥一 委員をお願いします。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>1月13日、聞き取り調査と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約35年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン、籾乾燥機。取得地への通作距離、約0.4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>&lt; 議案第2号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、9番 石川 実 委員をお願いします。</p>

9番 石川 実 委員	<p>1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が宅地、南が畑、北が宅地。同意書、無。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する住宅で夫と同居しているが、手狭になったことから離れの建築を計画し、既存の宅地では必要面積が確保できないため申請に至った。転用面積 83.08 m<sup>2</sup> 一般住宅。建築面積 96.88 m<sup>2</sup> 代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資見込通知により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年2月1日から令和3年7月31日。その他、他法令等との関係等、特になし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
議長	<p>上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>&lt; 議案第3号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>事務局より、整理番号1及び2の説明をお願いいたします。</p>
事務局（雫）	<p>本件は、過去に一時転用の許可を受けた農地につきまして、工期の延長に伴い一時転用の期間延長が必要となったため、転用事業者より事業計画変更の申請があったものです。本件の申請人、申請地等は、議案第2号、整理番号1および2の</p>

(事務局 (雫))	とおりで。申請地は、令和2年4月28日付けで、株式会社●●●が護岸災害復旧工事に伴う用地として使用するため、令和2年12月31日までに農地へ復元する条件を付した農地法第5条許可を受けております。整理番号1は、現場事務所および資材置場、整理番号2は根固めブロック作製作業所を目的としておりますが、護岸災害復旧工事の工期を延長することになり、一時転用期間を令和3年3月31日まで延長するための計画変更申請に至りました。なお、工事の発注元である●●●との変更契約は令和2年12月22日付けで締結されております。契約スケジュールの都合上、前回の総会への提出が間に合わなかったため、今回、追認を求める形での申請となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >
議長	上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。  < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第5 議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番、3番について、5番 関 閣夫 委員にお願いします。
5番 関 閣夫 委員	1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が道路、南が道路、北が山林。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積 19,536㎡ 転

<p>(5番 関 閣夫 委員)</p>	<p>用面積 10,753 m<sup>2</sup> 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 3,678 枚、周囲フェンス設置、入口 西側、南側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年2月1日から令和4年3月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、那須烏山市土地利用に関する事前指導規程、令和2年9月4日付協議書提出、12月25日付協議終了。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田・公衆用道路、西が山林・田、南が田、北が田。同意書、有。権利の移転、設定、利用権の設定、一時転用14か月。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、太陽光発電設備の設置工事に必要な進入路の用地を探したところ、施工区域近くの当該地を借りられることになり申請に至った。転用面積 119 m<sup>2</sup> 現状のまま使用。管理計画、代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理、土堰堤を設置。貸借終了後の対応、事業者により原状復帰して返還。事業着工の時期、令和3年2月1日から令和4年3月31日。その他、他法令等との関係等、那須烏山市土地利用に関する事前指導規程、令和2年9月4日付協議書提出、12月25日付協議終了。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が公衆用道路、西が宅地、南が雑種地、北が水路を挟んで田。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、精密部品製造を行う、●●●の役員を務めているが、平成10年頃に●●●地内の●●●工場において、事業拡大に伴う社員増加により駐車場が不足したため、工場敷地に隣接する申請地を賃借し、駐車場として利用を始めた。今後も引き続き駐車場として使用するため、申請地を取得できることになったが、賃借を開始した際に農地法の手続きを行っていなかったことに気づいたため、申請に至った。転用面積 673 m<sup>2</sup> 駐車場。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。その他、他法令等との関係等、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
---------------------	---

<p>議長</p> <p>9番 石川 実 委員</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号4番、5番、6番について、9番 石川 実 委員にお願いします。</p> <p>1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が田、南が田、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,657 m<sup>2</sup> 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 360 枚、周囲フェンス設置、入口 北側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明 金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年3月1日から令和3年5月1日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第3種農地。都市計画法第8条第1項の用途地域が定められている区域内にある農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで雑種地、西が雑種地、南が河川・雑種地、北が道を挟んで墓地・雑種地・境内地。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は●●●に本社を有し、リース業を行っているが、集客が見込める申請地において株式会社●●●が出店を計画したため、貸店舗を建設したく申請に至った。総事業面積 2,717 m<sup>2</sup> 転用面積 2,008 m<sup>2</sup> 店舗 鉄骨造平屋建 建築面積 1,192.55 m<sup>2</sup>、駐車場 30 台分 進入路 北側敷地内 舗装。給水、排水、公共下水道。雨水排水、雨水浸透槽設置 敷地内浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年2月1日から令和3年11月30日。その他 他法令等との関係等、栃木県景観条例 砂防法。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号6番、7番、8番、9番について、14番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p> <p>議長</p> <p>1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号整理番号6及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●</p>
-----------------------------	--

14番 塩野目 富夫 委員

●●株式会社。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地・畑、西が宅地、南が道を挟んで田、北が保安林。同意書、有。権利の移転、設定賃借権の設定20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積903㎡太陽光発電設備の設置。構造等、パネル292枚、周囲フェンス設置、入口南側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、原状復帰して返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号整理番号7及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が道を挟んで畑、南が田、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積1,469㎡太陽光発電設備の設置。構造等、パネル264枚、周囲フェンス設置、入口東側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年2月1日から令和3年7月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号整理番号8及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地・畑、西が畑、南が宅地・畑、北が田。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に住所を有しているが、今回、条件の良い申請地において、会社員の副業として太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積1,498㎡太陽光発電設備の設置。構造等、パネル264枚、周囲フェンス設置、入口東側。管理計画、維持管理、保守管理は株式会社●●●に委託。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年2月1日から令和3年7月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財につい

<p>(14番 塩野目 富夫 委員)</p>	<p>ては生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>1月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第4号整理番号9及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が河川、西と南が原野、北が宅地・道を挟んで雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積 9,913.44 m<sup>2</sup> 転用面積 1,219 m<sup>2</sup> 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 3,664 枚、周囲フェンス設置、入口 東側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年3月1日から令和3年5月31日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>二点質問があります。整理番号2番の進入路の申請ですが、賃借終了後に現状に戻すと思いますが、太陽光パネル設備を外す時にも転用許可を出さないとできないと思うのです。その点は伝えてありますか。もう一点は整理番号9番ですが、総事業面積 9,913.44 m<sup>2</sup>になっていて、103 ページの資料には周囲が●●●株式会社の所有権移転になっています。少しずつ申請して開発行為に該当しないように申請を出しているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (雫)</p>	<p>整理番号2番の一時転用申請が出てきた場所につきまして、資料の29 ページをご覧ください。今回の申請地の田で1筆が 12,197 m<sup>2</sup>とありますが、実際には数枚の田があり、それが大きな1筆になっている状態です。また、申請地については、大きな田の一部ではあるのですが、すでに道のような状態になっており、他の山林等への行き来に使われているようです。整理番号9番については、転用部分を含めた、総事業面積 9,913.44 m<sup>2</sup>で 10,000 m<sup>2</sup>以上ではなく、都市計画区域外なので、総合政策課の事前協議には該当しない案件になっています。他の土地もすでに●●●株式会社が取得していますが、その土地はもともと農地ではなく山林等になっていて、先に取得をしていて、今回の土地は農地なので転用申請に至ったということです。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>わかりました。</p>

7番 栗野 育夫 委員	一点確認したいことがあります。整理番号1番の転用総事業面積 19,536 m <sup>2</sup> で現況を見ると田、田、田なんですね。高根沢町の境の周りの田は自作地なのでしょうか。
事務局 (栗)	所有者の孫にあたる方に、3条で貸されている状態でした。今回、転用の申請に合わせて貸し借りの解約の届けが出されています。
7番 栗野 育夫 委員	では、農業をやっていないということですよね。面積が 19,536 m <sup>2</sup> もあり、年齢が書いていなくて職業が無職になっていたのも、自作地だったら無職ではなく職業は農業になっていないとおかしいのではないかと考えて質問しました。
事務局 (糸井)	農業者年金の都合上、孫に使用貸借で貸していた方です。
議長	< 他に質疑なし > 上程中の議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > ただいま上程中の議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、整理番号1を除き、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。なお、整理番号1の案件につきましては、面積が3,000 m <sup>2</sup> を超える案件となりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、7番 栗野 育夫 委員にお願いします。

7番 栗野 育夫 委員	<p>1月9日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第5号整理番号1のとおりです。調査方法、●●●行政書士から聞取と現地を見て確認。土地の履歴、令和2年8月5日、夫から相続により取得。昭和51年2月11日土地区画整理法による換地処分。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的、無断転用。周辺への影響、無。非農地となって何年経過したか、経過年数、約33年。申請地は、申請人の夫が昭和62年頃から、●●●氏に店舗用地として賃貸し、店舗建物及び同駐車場敷地として使用し現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
議長	<p>上程中の議案第5号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第5号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第225号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>&lt; 議案第6号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局（雫）	<p>議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第225号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対し8件 更新3件です。利用権の設定を受ける者 7名、利用権を設定する者8名です。利用権の設定面積は、33,520㎡です。令和2年度 累計は、805,646㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年1月29日公告予定です。</p>

議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>休憩いたします。（午後 3時 01分 ）</p> <p>再開いたします。（午後 3時 06分 ）</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
議長	<p>上程中の議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第225号）の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第7議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第226号）の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第8 議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第226号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>&lt; 議案第7号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。</p>
農業振興グループ（深澤）	<p>議案書の説明の前に、制度変更についてご説明します。令和元年5月24日に改正された農地中間管理事業の推進に関する法律が令和元年11月1日に施行され、中間管理機構を利用した利用権設定の手続きが変更されました。従来は、借入れや転貸については、市町村の集積計画と農地バンクの配分計画が必要でありましたが、今回の改正により、出し手と受け手のマッチングが整っている場合は、市町村の集積計画のみで手続きが完了する仕組みが創設されました。これが、集積計画一括方式です。今回からは、集積計画一括方式を選択いたしますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画案の意見聴取についての議案はなくなり、次に説明する第7号 議案の農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の中で審議いただくこととなります。</p> <p>では、第7号議案那須烏山市農用地利用集積計画（第226号）の承認について、ご説明いたします。本案件については、農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による「中間管理権の設定」について、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第226号）については、新規が1件です。</p>

<p>(農業振興グループ(深澤))</p>	<p>利用権を設定する者1名です。利用権の設定面積は、2,845 m<sup>2</sup>です。令和2年度累計は21,219 m<sup>2</sup>です。設定内容及び設定を受ける者、利用権を設定する者につきましては、資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年1月29日公告予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第226号)の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第8 議案第7号「那須烏山市農用地利用集積計画(第226号)の承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。</p> <p>( 午後 3時 10分 )</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年1月21日

議 長

3 番

5 番